

訓令番号	訓 令 名	所 管 名	公 布 年 月 日
訓令第10号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総 務 課	令和5年12月28日

さいたま市訓令第10号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第3（第3条関係） 個別専決事項					別表第3（第3条関係） 個別専決事項				
[略]					[略]				
財政局					財政局				
[略]					[略]				
税務部					税務部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]					[略]				
収納対策課	1 [略] 2 市長が定める滞納者に係る市税、個人の県民税、 <u>森林環境税</u> 及び国民健康保険税の徴収金に係る公示送達をすること。	○			収納対策課	1 [略] 2 市長が定める滞納者に係る市税、個人の県民税及び国民健康保険税の徴収金に係る公示送達をすること。	○		
市税事務所					市税事務所				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
個人課税課	1 個人の市民税及び県民税、 <u>森林環境税</u> （他の所管に属するものを除く。）並びに軽自動車税の種別割の賦課決定をすること。 2 個人の市民税及び県民税、 <u>森林環境税</u> （他の所管に属するものを除く。）	○			個人課税課	1 個人の市民税及び県民税（他の所管に属するものを除く。）並びに軽自動車税の種別割の賦課決定をすること。 2 個人の市民税及び県民税（他の所管に属するものを除く。）並びに軽自	○		

	）並びに軽自動車税の種別割に係る公示送達をすること。						自動車税の種別割に係る公示送達をすること。						
法人課税課	1 個人 ^の 市民税及び県民税並びに森林環境税（給与所得に係る特別徴収及び公的年金等に係る特別徴収に係る特別徴収義務者に係るものに限る。）に係る賦課決定をすること。 2 個人 ^の 市民税及び県民税（退職所得に係る特別徴収に係る特別徴収義務者に係るものに限る。）に係る更正及び決定をすること。 3 [略] 4 [略] 5 森林環境税の給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例を承認すること。 6 [略] 7 個人 ^の 市民税及び県民税並びに森林環境税（特別徴収に係るものに限る。）、法人の市民税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税に係る公示送達をすること。	○					1 個人 ^の 市民税及び県民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収並びに公的年金等に係る特別徴収に係る特別徴収義務者に係るものに限る。）に係る賦課決定、更正及び決定をすること。 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 個人 ^の 市民税及び県民税（特別徴収に係るものに限る。）、法人の市民税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税に係る公示送達をすること。	○					
	[略]						[略]						
納税課	1 市長が定める滞納者に係る市税、個人 ^の 県民税及び森林環境税の徴収金に係る不納欠損処分をすること。 2 市長が定める滞納者に係る市税、個人 ^の 県民税、森林環境税、国民健康保険税及び保育料の徴収金に係る事項で、次に掲げるもの (1)～(8) [略] 3 [略]	○					1 市長が定める滞納者に係る市税及び個人 ^の 県民税の徴収金に係る不納欠損処分をすること。 2 市長が定める滞納者に係る市税、個人 ^の 県民税、国民健康保険税及び保育料の徴収金に係る事項で、次に掲げるもの (1)～(8) [略] 3 [略]	○					
	[略]						[略]						
備考	[略]						[略]						

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。